

(様式2)

札精セ第 号
令和 年(年) 月 日

様

札幌市長 秋元 克広

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった、小中学生等に対する自殺予防啓発事業に対する補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助対象事業所名

2 補助対象事業費及び補助金額

補助対象事業費 金 円

補助金額 金 円

3 補助金の請求

補助金は、事業終了後確定された金額を請求により交付する。

ただし、概算払として、金 円を請求により交付するので、請求の際には本書の写しを添付すること。なお、補助金額の確定後、概算額の精算を行うこと。

4 遵守事項

- (1) 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 補助金は、目的以外に使用しないこと。
- (3) 事業終了後、別に定める様式により事業報告書に必要書類を添付して、速やかに市長あて提出すること。

5 その他

- (1) 補助対象事業に係る決算額が補助金額に満たないときは、その満たない額を補助金額から減額する。
- (2) 補助対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、補助金額に満たないときは、その満たない額の範囲で更に補助金額を減ずる場合がある。
- (3) 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
 - ア 補助条件に違反したとき。
 - イ 不正な行為があったとき
 - ウ その他市長が補助することが不適當と認めたとき。
- (4) 市長が必要と認めたときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告を求めることができる。

【担当】

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 4階

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

精神保健福祉センター管理係

担当： Tel (011)622-5190 Fax (011)622-5244